

○佐藤委員長 民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議は全員の出席でございます。

初めに、令和4年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第26号、議案第27号、議案第30号ないし議案第33号及び議案第45号ないし議案第53号の以上15件について、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算のうち、税務部所管に係る事項について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。各会計歳入歳出予算事項別明細書の4ページを御覧ください。1款の市税総額は402億円でございまして、令和3年度当初予算額の390億円と比較して、12億円、率にして3.1%の増となっております。

次に、主な税目につきまして御説明申し上げます。まず、1項、市民税につきましては、個人所得の伸びや、企業業績の改善が見込まれることなどから、令和3年度当初予算と比較して、6億7千856万1千円、率にして4.0%増の176億6千562万2千円を見込んでおります。

次に、2項の固定資産税及び7項の都市計画税でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、本年度実施した軽減措置が終了することなどにより、固定資産税で、令和3年度当初予算と比較して、2億5千899万3千円、率にして1.8%増の145億817万4千円を、都市計画税では、令和3年度当初予算と比較して、5千595万8千円、率にして1.9%増の29億2千950万2千円を見込んでおります。

次に、4項の市たばこ税につきましては、健康意識の高まりなどによる売渡し本数の減少が見込まれる一方で、令和3年10月売渡し分から適用された税制改正に伴う税率の引上げなどから、令和3年度当初予算と比較して、1億6千892万7千円、率にして6.3%増の28億5千万2千円を見込んでいます。

次に、歳出について御説明申し上げます。同じく、事項別明細書の46ページを御覧ください。2款2項、徴税費の予算総額は17億3千418万8千円でございます。令和3年度当初予算と比較しますと、1億78万2千円、率にして6.2%の増となっております。このうち主な事業につきまして、表の右側の説明欄により御説明申し上げます。

まず、同ページ、2款2項2目中、アスタリスクがついている項目の下から4番目、ふるさと納税推進費についてであります。本年度の寄附受入れ額の見込みとしましては、およそ19億円と、昨年度を上回る御支援をいただいているところでございまして、令和4年度の寄附受入れ額につきましても、19億7千万円程度と見込み、寄附の募集等に要する歳出経費として、11億5千812万4千円を計上しております。令和4年度の主な取組としましては、本年度全国的なコロナの拡大で中止となりました、連続寄附者交流イベントを改めて実施することで、連続寄附者とのつながりを維持するとともに、ポータルサイト内で寄附者が商品を検索した際に、検索結果の上位に本市の返礼品を表示させる検索連動型広告を実施することで、露出機会を高め、寄附実績の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、税総合オンラインシステムに関する費用でございますが、同じく46ページ、アスタリス

クがついている項目の上から2つ目、税総合オンラインシステム管理費につきましては、端末機器の借上料などの管理経費としまして4千414万3千円を、下から2番目、税総合オンラインシステム整備費につきましては、税制改正等に係るシステムの改修費用としまして、1億3千398万円を計上しております。

以上、税務部所管に関わります令和4年度一般会計予算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○林市民生活部部长 本定例会に提案している議案のうち、市民生活部に關わる事項について御説明申し上げます。

まず、議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算についてであります。

資料はございませんが、市民生活部全体の予算額のうち歳入の主なものといたしましては、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、諸収入、市債など、総額7億2千885万1千円で、令和3年度当初予算と比較しますと、7千294万3千円の減となっております。

続きまして、歳出についてですが、2款総務費8億7千846万6千円、3款民生費684万1千円、4款衛生費4億5千342万9千円、6款農林水産業費1億67万5千円、総額14億3千941万1千円で、令和3年度当初予算と比較すると8千862万5千円の減となっております。事業数ですが、経常費と臨時費を合わせまして48事業となっており、主な事業について令和4年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

まず、6-2ページの上から2段目になりますが、2款1項5目、市民の日記念事業費、67万2千円についてであります。本年8月1日に市制施行100年を迎える節目に合わせて、旭川市民の日を定め、市民全体の機運醸成と定着を図るため、各種普及啓発事業を実施するものであります。令和4年度につきましては、市制施行100年記念事業と連携しながら、まちづくりに関わる活動などの表彰ですとか、本市の過去、現在、未来を学び考える、いわゆる体験型のワークショップ等の事業を実施し、市民がふるさと旭川への愛着と誇りを育み、このまちに住む喜びや未来のまちの姿に思いをはせる日として広く定着するよう取り組んでまいります。なお、1月の常任委員会で、市民の日についての報告をさせていただきましたが、制定に係る事務手続を終えまして、2月17日付で告示いたしましたので、今後、周知、機運醸成に努めてまいります。

同じく、下から1段目になります。2款1項5目、地域情報共有プラットフォーム開発費、1千800万円についてであります。こちらの事業は、地域主体のまちづくりの推進に向けて、町内会をはじめとする地域活動団体の活性化や情報共有の充実を図るため、IT技術などを活用した地域情報共有のためのプラットフォームについて、検討及び開発を行おうとするものであります。

次に、6-3ページ、下から3段目、2款3項1目、市民課窓口ICT化推進費、4千864万2千円についてであります。こちらの事業は、窓口支援システム及びキャッシュレス決済端末を導入してICT化を推進し、これらを円滑に運用することで、窓口の利便性向上を図るものであります。令和4年度は、令和5年11月の新庁舎供用開始に合わせた総合窓口化に向けて、住民サービスの向上を図るため、窓口利用者の負担軽減ですとか、手続時間の短縮を図る、いわゆる窓口支援システムを各支所などへ導入するとともに、御遺族の行政手続をサポートするおくやみ窓口に事前申請システムを導入するものであります。

次に、同じページの下から1段目、2款3項2目、住居表示推進費、592万2千円についてで

あります。こちらは、市民生活の利便性向上を図るため、街区内の建物に番号を付け、合理的で分かりやすい住居表示を行うほか、町名、町界整備を実施するものであります。令和4年度は、東鷹栖4線10号の物流団地地区において、住居表示及び町名変更を実施してまいります。

次に、市民生活部で所管する施設の機能向上に係る予算としまして、各事業の内数となりますけれども、資料6-1ページの上から5段目、2款1項5目、ときわ市民ホール等改修費1千115万8千円のうち162万円、同じく、6-4ページ、上から1段目、4款1項4目、旭川聖苑改修費3千479万4千円のうち317万6千円についてであります。これらは、利用者サービスの向上を図るため、施設利用者が情報収集や待ち時間の有効活用等ができるように、こちらの公共施設にWi-Fi環境を整備しようとするものであります。令和4年度は、ニーズが多くありました、ときわ市民ホール及び旭川聖苑の2施設に導入してまいります。

続きまして、議案第45号、旭川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、引用条項を整備するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、情報提供等記録を訂正した場合における通知先を一部変更するなど、関係規定を整備しようとするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提案している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について御説明を申し上げます。

まず、議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算でございます。福祉保険部の所管事業全体の予算額でございますが、この後御説明申し上げます地域共生社会推進費などの重層的支援体制整備事業の実施に伴う新規事業等によりまして、令和3年度と比較しまして、1.7%増の527億9千247万3千円となっております。所管事業数につきましては、経常費と臨時費を合わせて82事業となっており、主な事業につきまして、令和4年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

初めに、臨時事業費説明資料の7-1ページの下から2つ目、地域共生社会推進費でございます。これは、厚生労働省の重層的支援体制整備事業交付金を活用しまして、誰もが自分らしく生きがいを持ち、安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に向け、属性・世代を問わない包括的な相談支援体制を構築するため、地域まるごと支援員を配置するもので、6千207万6千円を計上しております。

次に、7-4ページの下から2つ目の福祉タクシー利用等促進費、それから7-6ページの上から4つ目の高齢者活動促進支援費でございます。これらは新型コロナウイルスワクチンの3回目接種等を促進するため引き続き支援するもので、それぞれ3千465万6千円、9千734万2千円を計上しております。

次に、7-6ページの上から2つ目、老人福祉施設等建設補助金でございます。これは高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、老人福祉施設入所待機者の解消及び入所者の安全確保を図るため、令和4年度からの2か年で養護盲人老人ホーム旭光園の改築を補助するもので、9千750万円を計上しております。

次に、同じページの下から2つ目の地域包括支援センター運営費でございます。これまで介護保険事業特別会計において、介護保険法に基づき実施してはりましたが、令和4年度予算から、地域共生社会の実現に向け、社会福祉法に基づく一般会計事業として実施することとし、5億6千15万2千円を計上しております。なお、本事業の移行に伴いまして、令和3年度に介護保険事業特別会計において設定した債務負担行為のうち、地域包括支援センター運営業務委託料も一般会計に移行しております。

次に、経常費のため資料には掲載しておりませんが、社会福祉行政費でございます。これは社会福祉関係団体への補助をはじめ、民生委員・児童委員の活動支援など、社会福祉の増進を目的とした各種取組を行う事業で、令和4年度は、民生委員・児童委員の一斉改選に合わせまして、定数を4人増員いたします。事業全体としましては、1億2千642万8千円を計上しております。

次に、同じく経常費の障害者地域生活支援事業費でございます。これは、障害者・障害児に対して外出支援を行う移動支援事業など、障害者の自立した日常生活、社会生活の支援を目的とした各種取組を行う事業で、令和4年度から、移動支援事業の基本報酬単価を2割引き上げることとしております。事業全体としましては、2億6千71万7千円を計上しております。

続きまして、特別会計でございますが、令和4年度各会計歳入歳出予算事項別明細書に基づき、御説明申し上げます。

まず、議案第27号、令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書は127ページからとなります。予算総額は359億885万5千円で、令和3年度と比較しまして、保険給付費の増などにより、2億8千107万2千円、0.8%の増となっております。

続きまして、議案第31号、令和4年度旭川市介護保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書は、183ページからとなります。予算総額は361億530万2千円で、令和3年度と比較して、地域包括支援センター運営費等の予算が一般会計に移行したことなどにより、9億5千425万7千円、2.6%の減となっております。

続きまして、議案第33号、令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。事項別明細書は219ページからとなります。予算総額につきましては、57億1千201万3千円で、令和3年度と比較しまして、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、5千124万円、0.9%の増となっております。

以上が福祉保険部の令和4年度予算の概要でございます。

続きまして議案第46号から議案第48号までの3件でございます。

議案第46号、旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例の制定につきましては、本市における地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する基本理念を定めるほか、市の責務や、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるものでございまして、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与することを目的として制定しようとするもので、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第47号、旭川市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本年12月1日に民生委員の一斉改選が行われることに伴い、委員の負担軽減を図るため、

その定数を現行の782人から786人に改めようとするものでございます。施行日は、改選が行われる令和4年12月1日としております。

次に、議案第48号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。施行日は、令和4年4月1日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○中村子育て支援部長 本定例会に提案しております議案のうち、子育て支援部に関わるものについて御説明申し上げます。

まず、議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算に関しての子育て支援部に関わるものです。資料はございませんけれども、最初に子育て支援部所管の一般会計予算総額についてですが、3款民生費、4款衛生費、10款教育費にまたがっており、全部で78事業、211億2千978万4千円で、前年度に対しまして3億3千58万3千円、率にして1.5%の減となっております。令和4年度予算が減となったのは、扶助費の減少等により、所管する予算の88.9%を占める、3款2項1目の児童福祉事務に要する経費である児童福祉総務費、それから3款2項2目の児童福祉法に基づく児童の育成保護に要する経費である児童措置費が減少したことが主な要因であります。

次に、子育て支援部の主な事業について、臨時事業費説明資料に基づいて御説明申し上げます。

臨時事業費説明資料の8-1ページを御覧ください。7つ目一番下になりますけれども、女性相談つながりサポート事業費です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて、令和4年度についても不安や困難を抱える女性に対して、専門機関につながるようアウトリーチ型の相談支援を引き続き実施しようとするもので、事業費は1千500万円となっております。

次に、8-2ページ、上から2つ目の事業になります、子育て世代包括支援センター管理費です。本事業は、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を一体的に行うため、母子保健課と子ども総合相談センターの一部の事業を集約した子育て世代包括支援センターの機能を市内中心部に移転設置及び管理運営を行うためのもので、事業費は6千671万9千円となっております。

次に、8-3ページを御覧ください。上から5つ目の事業になります、特別支援保育事業補助金です。本事業は、特別支援保育事業を行う私立の認可保育所と認定こども園に対しまして、事業実施に要する経費を補助するもので、令和4年度は、特別支援保育利用者が増加傾向にあり、保育所等における負担が増加している状況を踏まえまして、障害の重い児童に対して、職員の配置を、児童3人に対して保育士1人だったものを、児童2人に対して保育士1人という部分も設けた補助基準額を設定するとともに、特別支援保育利用者が7人以上おり、かつ定員に占める利用割合が10%を超える施設が子育て支援員等を雇用した場合に、その人件費に対して、月額9万7千200円を上限に補助する制度改正を行おうとするものです。事業費は1億3千734万2千円です。

次に、8-5ページを御覧ください。上から7つ目、一番下になりますけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業費です。本事業は、新型コロナウイルス感染症への対応が続く最前線において働く保育・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、令和4年4月以降の収入を3%程度、月額で9千円を引き上げるための経費を補助するもので、事業費は1億7千976万2千円となっております。

次に、8-6ページを御覧ください。上から5つ目、うぶごえへの贈りもの事業費です。本事業は、子どもの健やかな成長を願い、社会全体で子どもの誕生を喜び、子育てを支える地域づくりを

推進するため、地域の民生委員・児童委員等の協力を得てお祝いの絵本を贈るもので、これに加えて令和4年度は、赤ちゃん訪問や4か月児健診時に旭川産の木製品を贈ることとし、事業費は1千359万1千円を計上しております。

それから、同じページの上から6つ目、一番下の事業になります、子どもの未来応援費です。本事業は、全ての子どもが安心して希望を持って成長できるようにするため、子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所づくり事業に対する補助や支援講座を実施するほか、児童養護施設等の子どもに対し、進学・就職にかかる仕度金の支給を行おうとするもので、令和4年度は、高校を卒業せずに進学・就職を行う場合についても仕度金の支給対象とする拡充を行うこととし、事業費は161万8千円を計上しております。

それから、8-8ページ、上から3つ目になります、不妊対策推進費です。本事業は、不妊治療に要する経済的負担を軽減するため、保険適用の対象とならない高額な医療費の一部を助成しようとするものですが、令和4年度から不妊治療が国の保険適用の対象となるため、経過措置として、令和3年度中に開始した治療が令和4年度にまたがる場合に、従来どおり30万円を上限として助成を行うこととし、事業費は2千649万1千円を計上しております。

最後に、経常費になりますので資料には掲載されておきませんが、児童家庭相談事業費です。本事業は、児童の虐待の通告、不登校やいじめなど、様々な問題を抱える子どもの家庭に関する相談等を受け、要保護児童対策地域協議会の調整機能として、児童相談所などの関係機関等と情報を共有して、連携協力を図りながら、適切な相談支援を行っている事業ですが、令和4年度は、いじめ対策のための有識者検討会を開催するための報償費25万円を含めまして、事業費は2千697万5千円となっております。

以上が子育て支援部に係る一般会計予算の主な事業です。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

議案第30号、育英事業特別会計で、各会計歳入歳出予算事項別明細書の178ページ、179ページを御覧ください。この特別会計は、経済的理由により就学が困難な方に対しその就学に必要な資金の一部を貸付けし、教育を受ける機会の確保を図ることを目的としておりますが、令和4年度予算総額は、歳入歳出それぞれ1億5千288万5千円で、前年度に対しまして1千665万2千円、率にして9.8%の減となっております。

次に、母子福祉資金等貸付事業特別会計です。事項別明細書の212ページ、213ページを御覧ください。これは母子家庭、父子家庭、寡婦（夫）の方々に必要な資金を貸し付けることにより経済的な自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としているものですが、令和4年度予算総額は、歳入歳出それぞれ2億1千464万5千円で、前年度に対しまして774万7千円、率にして3.7%の増となっております。

続きまして、条例改正を2件御説明申し上げます。議案書のほうになります。議案第51号と52号です。

まず、議案第51号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。民法の改正によりまして、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴いまして、児童福祉施設の長の懲戒権限の濫用禁止に係る規定の整備を行い、この当該条文を引用しております旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に

つきましても、所要の改正を行おうとするものです。

次に、議案第52号、旭川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定です。健康保険法施行令等の一部改正に伴いまして、入所要件に係る規定の整備を行おうとするものであります。

以上が子育て支援部の議案です。よろしくお願いたします。

○向井保健所地域保健担当部長 本定例会に提出している議案のうち、保健所所管に係る事項につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算でございます。資料はございませんが、保健所全体の歳入歳出予算の総額につきまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、当初予算額は17億4千794万7千円で、前年度に比し、14億8千540万1千円の増となっております。主な要素といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国からの補助金及び負担金の増などとなっております。

次に、歳出でございますが、当初予算額は30億4千832万1千円で、前年度に比し、15億7千829万円の増となっております。主な要素といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費となっております。

続きまして、保健所が所管する経常費22事業と臨時費16事業の合わせて38事業のうち、主な5事業につきまして御説明をいたします。

まず、経常費となりますが、令和4年度旭川市各会計歳入歳出予算事項別明細書の59ページを御覧ください。

4款1項2目の予防接種費、8億5千245万円でございますが、備考欄の上から5番目となっております。本事業は、予防接種法に基づく定期接種を行う事業となりますが、令和4年度は通常の前防接種に加え、国の制度改正に伴う時限的な定期の前防接種を2つ予定しております。

まず、HPVワクチンについてでございます。昨年11月26日付でワクチンの積極的勧奨の再開が決定され、その後、これまで積極的勧奨の差し控えにより定期接種を逃していた年代のキャッチアップ接種につきまして、令和4年度から3年間、定期接種として対応することとされましたことから、この制度改正を含むHPVワクチンの前防接種実施に当たり、委託料等関係分として1億7千233万5千円を計上しております。

また、令和元年度から実施しております風疹の追加的対策につきましても、同じく令和4年度以降3年間延長するとの方針が示されましたことから、追加的対策事業の実施に当たり、対象者へのクーポン券の発送、風疹抗体検査及び定期前防接種委託料として、2千920万5千円を計上しております。

次に、臨時事業費となります。臨時事業費説明資料の9-2ページを御覧ください。

一番上になりますが、4款1項2目の健康増進対策費、163万6千円についてでございます。令和4年度は、誰もが健康で生き生きと暮らすことができる健康なまちづくりを進めるための指針となる、(仮称)スマートウェルネスあさひかわプランの策定に向け調査研究等を行います。また、市民の主体的な健康づくりに企業からの協賛品を提供する健康マイレージ事業につきまして、従来の取組に加え、無料歩数計アプリの活用を図るほか、新たなアプリの導入についても関係部局と連携し検討を進めてまいります。このほか3年ぶりの開催となる健康まつりにつきましては、関係団体等と連携のもと、多くの市民の方に来場していただける魅力あるイベントとなるよう取り組んで

まいります。

次に、9-3ページを御覧ください。一番上になりますが、4款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策費、1億6千632万8千円についてであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、医療機関等と連携した発生対応や医療費の公費負担等を行うほか、本年度に引き続き、検体採取所や新型コロナウイルス感染症の相談に関する24時間対応のコールセンターの運営などを行ってまいります。また、感染管理認定看護師の有資格者を雇用し、発生状況に応じ、初動対応や施設への指導助言、関係する職員の感染対策に係るスキル向上など、保健所機能の強化を図ってまいります。

次に、9-4ページを御覧ください。一番上にあります4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費、13億6千808万7千円についてであります。昨年3月から始まった新型コロナワクチン接種につきまして、国の事業期間である本年9月30日まで引き続き実施をするものであり、昨年12月から開始となった追加接種、3月から開始予定の小児への接種のほか、1、2回目の接種を希望される方を含め、希望する全ての方に速やかに接種を行っていただけるよう、医療機関等との連携をはじめ、コールセンターや集団接種会場を安定的に運営し、円滑な接種の実施に努めてまいります。

次に、同じページが一番下でございますが、4款1項3目の動物愛護センター開設10周年記念事業費でございます。107万3千円でございます。この事業は、平成24年9月に開設した動物愛護センターが本年9月に10周年を迎えるに当たり、これまで御支援をいただいた方々への感謝状の贈呈や特設ホームページの開設、親子体験会の開催などの記念事業を実施し、応援等をいただいた多くの方々へ感謝の意を表するとともに、今後の動物愛護のさらなる普及啓発の契機にしようとするものでございます。

以上が令和4年度当初予算に係る保健所所管分の主な事業でございます。

続きまして、条例改正でございます。議案書のほうを御覧ください。

議案第53号、旭川市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。本案は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業登録の事務権限が、令和4年4月1日付で北海道から本市に移譲されることに伴い、本市条例につきまして、登録手続に関する規定の新設など所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日としております。

保健所所管分については、以上でございます。よろしくお願いたします。

○富岡環境部長 議案第26号、令和4年度旭川市一般会計予算につきまして、環境部が所管します予算の概要を御説明いたします。

初めに、歳入でございます。特に資料はございませんが、予算総額は15億88万円で、前年度比995万2千円の増となっております。主な増要素につきましては、リサイクルプラザ資源物売払収入、清掃工場余剰電力売電収入、家庭ごみ処理手数料の増などがございます。

次に、歳出でございますが、予算総額は35億4千366万6千円で、前年度比2千890万9千円の増、率にいたしまして約0.8%の増となっております。主な増要素につきましては、廃棄物最終処分場改修費の中央監視装置更新、ごみ収集運搬費、環境センター管理費の光熱水費の増などがございます。

それでは次に、令和4年度予算臨時事業費説明資料に基づき、主な事業につきまして御説明いたします。10-1ページを御覧ください。

初めに一番上、鳥獣対策費でございます。予算額は804万円となっており、これは主に鳥獣による人的被害を未然に防止するため、生活圏域に出没するヒグマや、育雛期で攻撃的なカラスへの対策として実施するものでございます。特にヒグマにつきましては、昨年の市街地出没を踏まえ、今年度の当初予算から大幅に拡充し、侵入経路と想定される河川敷の草刈り、電気柵の設置を行うとともに、動向把握のためのセンサーカメラやネットフェンス、ドローンの活用など、専門家3名のほか関係機関で構成する旭川ヒグマ対策協議会を中心に対策を強化してまいります。

続きまして、10-2ページ、上から2番目、地域エネルギー設備等導入促進費でございます。予算額244万2千円は、主に家庭に対して太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や、コージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備を導入する際の費用の一部を補助するものでございます。昨年10月に市長が表明いたしました、2050年までに本市の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向け、補助金の総額を今年度より拡充をしております。

次にその下、地域木質バイオマス利活用促進事業費でございます。予算額321万円は、燃料として地域の森林資源を利活用し、カーボンニュートラルの暖房設備である薪ストーブを設置する際の費用の一部を補助するもので、先ほどの地域エネルギー設備等導入促進費の取組とあわせて地球温暖化対策の推進を図ってまいります。

続きまして、10-4ページの上から4番目、ごみ減量アクション推進費でございます。予算総額は136万6千円でございますが、これは家庭や事業所でのごみの排出抑制や再使用を促進するための啓発事業を実施するものでございます。特に、国内外を問わず社会問題化している食品ロスの削減につきましては、引き続き、旭川市ホームページ上のポータルサイトを活用し、動画配信を行うほか、市民からもアイデアを募集するなどし、周知啓発を行ってまいります。特に、事業者に対しては、旭川消費者協会と連携し、飲食店等事業者への食べ残しなど、食品ロス削減の啓発についても取組を進めてまいります。このほか、生ごみ堆肥づくり講習会やおもちゃの修理屋さんなど、啓発イベントの実施も予定しておりますが、これらの事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、実施の時期や方法を判断してまいります。

次は経常費で、特に資料はございませんが、4款2項1目のじん荼処理費に計上しておりますごみ収集運搬費でございます。これにつきましては、13億5千150万4千円を計上しておりますが、各家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物をごみステーションから速やかに収集し、近文清掃工場や旭川市廃棄物処分場など廃棄物処理施設まで運搬するため、市内事業者との間で委託契約を実施するものでございます。

続きまして、4款2項3目の清浄所費に計上しております環境センター管理費でございます。市内及び近隣町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を本市環境センターにおいて適切に処理するため、1億4千900万9千円を計上しております。現在、鷹栖町、東神楽町、東川町、上川町の4町からし尿等の処理を受託しておりますが、昨年、美瑛町からも受入れ要請があり、その後、旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る協定締結を受け、令和4年度から美瑛町を追加することとしております。

以上でございます。よろしく御願いいたします。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 議案第49号及び議案第50号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第49号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定についてであります。寿バスカード交付時に、利用者に負担いただいている負担金について、これまでは交付時期にかかわらず、一般の高齢者が2千円、身体障害者手帳等の交付を受けている高齢者は1千円を負担いただいておりますが、利用者負担の公平性を高める観点から、寿バスカードの交付時期の相違による有効期間に応じて負担額を減額しようとするものでございます。施行日は公布の日とし、令和4年6月1日を有効期間の初日とする高齢者バス料金助成乗車証に関わる申請その他の行為から適用することとしております。

議案第50号、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険料に関わる未就学児の均等割軽減制度の創設、独自減免の改廃等について、所要の改正を行おうとするものであります。初めに、保険料の軽減についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、未就学児に関わる被保険者均等割額を5割軽減する制度が創設されたことから、本市においても同様の改正を行うほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。また、これまで本市独自の施策として18歳未満被保険者の均等割額について、低所得者軽減の適用がある場合には、この軽減分を含め5割を上限として減額しておりましたが、このたびの国の制度改正に合わせ、未就学児を除く18歳未満被保険者の均等割額につきましても、これまでの上限を廃止し、低所得者軽減を適用した後、さらに18歳未満被保険者に関する5割減免を適用するよう、減免範囲を拡大しようとするものでございます。次に、平成30年度からの都道府県単位化に伴い、保険料が急増する低所得世帯に対する激変緩和措置についてであります。現在、令和6年度の保険料水準の統一に向け、計画的かつ段階的な縮小を図っていることから、本市独自の1割軽減については廃止をし、また、基礎控除後の総所得金額が167万円以下の世帯の保険料について、世帯に属する40歳から64歳までの被保険者1人につき減免する額を1千500円から1千円に引き下げようとするものでございます。施行日につきましては、令和4年4月1日とし、令和4年度分の保険料から適用するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。

旭川市の保育と市立保育所の在り方(案)に係る意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○中村子育て支援部長 旭川市の保育と市立保育所の在り方(案)に係る意見提出手続の実施につきまして御報告申し上げます。

配付資料は4点ございます。意見をいただく対象が旭川市保育と市立保育所の在り方(案)ということになっております。それからこの内容の部分を理解しやすいように、その概要版と、さらに補足説明資料として旭川市保育センター(仮称)の取組内容等、それから市立保育所を閉所する場

合の手順というものをお配りしております。本日は、旭川市の保育と市立保育所の在り方（案）概要版に基づきまして説明をさせていただきます。

概要版の1章から4章までの部分、このパブリックコメントをいただく案につきまして要約をしております。まず、第1章ですけれども、本案の策定に当たりましては、子育て支援部内の関係各課職員で構成する検討会議で、本市が目指すべき保育、それを踏まえた市立保育所と自治体の保育士が担うべき役割について議論を重ねてまいりました。保育所全体が少子化、それから特別支援が必要な子どもが増えているというように、環境が変わってきております。そのような部分で旭川市の保育、それから市立保育所の在り方という部分を検討してまいりましたが、部内で議論を重ねた上で、子ども・子育て審議会の専門部会につきましても意見を伺いながら、この案の原案を作成したところでございます。

第2章、本市の保育の現状と課題というところです。少子化の進行により、近い将来、保育の供給量が需要量を大きく上回る、供給過多になるというふうと考えられる中、中長期的な視点に基づいた供給量の調整が必要となると考えております。家庭を取り巻く環境の変化から、保育ニーズが多様化している一方で、医療的ケア、特別支援を必要とする児童等様々な特徴や背景に合わせた対応や子への対応と、集団の中での対応という保育を必要とする全ての子どもが保育を受けられるよう、保育の質を向上することが必要であり、また、児童虐待の相談の増加、子どもの貧困等の課題や、妊娠期の早い段階からの切れ目のない支援などの保護者が安心して子育てができる環境整備も保育に求められてきているというふうにしております。

第3章で本市が目指す保育です。まず1番目として保育に係る安全の確保、2番目として多様性を受容する保育、3番目として連続した育ちを支える保育、そして4番目、地域の子育て支援という4点を目標に掲げまして、これらを実現するため、仮称であります旭川市保育センターを設置し、特別支援保育、それからインクルーシブ保育の普及啓発と実地指導を行う、それから、受入れが困難なケースにつきましては、児童や保護者と施設等をつなぐ調整的役割を担う、そして、保育のセーフティネットとしての機能と保育ノウハウの還元、そして公立と民間の両者の保育士のスキルアップ、こういったことをセンターで行いまして、市内の全保育施設の質の向上を図ることとしております。保育センターにつきましては、地域の保育所機能も有しながら、これらの取組を直接実践して、市内の全保育所へ普及、還元することとしております。

それから第4章、市立保育所の今後ですが、保育需要の減少に伴いまして、単純な保育の受皿としての役割というものは終了いたしまして、地域の保育需要の動向を見ながら、閉所または民間移譲も検討することとしております。新旭川保育所につきましては、地域の需要を見込み、令和6年度末をめどに閉所を検討しております。近文保育所、神楽保育所は、近隣の民間施設で地域の需要が吸収できるまでは、民間移譲の手法も含めまして、保育所としての機能は継続するというふうにしております。なお、保育センターの設置に当たりましては、今後の需給の状況を踏まえることとなりますが、神楽保育所か近文保育所のどちらかの保育機能を取り込むことも想定しております。

いずれにいたしましても、保育センターの機能につきましては、現段階では、まさに概要というようなことになっております。具体的な部分は今後検討をして、本常任委員会にその検討内容を適宜報告し、議会の意見も踏まえながら、具体化を図ってまいりたいと思います。

そして、この案につきましてですが、広く市民の皆様から御意見をいただくため、市政情報コー

ナーや各支所、公民館などで資料を配布し、3月22日から4月22日までの期間、意見提出手続を実施することとしております。また、意見提出手続でお寄せいただいた御意見を踏まえまして、最終的には、この旭川市の保育と市立保育所の在り方につきましては、5月中の策定を目指しております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時51分